



志 監 第 45 号
平成30年 2 月 8 日

志 布 志 市 議 会 議 長	岩 根 賢 二
志 布 志 市 長	本 田 修 一
志布志市教育委員会委員長	松 原 治 美
志布志市選挙管理委員会委員長	立 山 芳 太 郎
志布志市農業委員会会長	山 下 昭 一
志布志市水道事業志布志市長	本 田 修 一

様

志布志市監査委員 嶋 戸 貞 治
志布志市監査委員 上 村 環



平成29年度定期監査の結果に関する報告について (提出)

地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 199 条第 4 項の規定により実施した平成 29 年度定期監査の結果に関する報告を別紙のとおり決定したので、同条第 9 項の規定により提出します。

1 監査の期日

平成 29 年 10 月 25 日から平成 30 年 2 月 2 日まで

2 監査の対象

対象課等名	実施日
議会事務局	平成 29 年 11 月 22 日
総務課	平成 29 年 11 月 28 日
財務課	平成 29 年 11 月 28 日
企画政策課	平成 29 年 11 月 15 日
情報管理課	平成 29 年 11 月 24 日
港湾商工課	平成 29 年 11 月 14 日 平成 30 年 2 月 2 日
税務課	平成 29 年 11 月 7 日
市民環境課	平成 29 年 11 月 7 日
福祉課	平成 29 年 11 月 9 日 平成 30 年 2 月 2 日
保健課	平成 29 年 11 月 27 日
農政畜産課	平成 29 年 11 月 8 日
耕地林務水産課	平成 29 年 11 月 15 日 平成 30 年 2 月 1 日
建設課	平成 29 年 11 月 24 日 平成 30 年 2 月 1 日・2 日
松山支所総務市民課	平成 29 年 10 月 26 日 平成 30 年 2 月 1 日
松山支所産業建設課	平成 29 年 10 月 25 日 平成 30 年 2 月 1 日
志布志支所地域振興課	平成 29 年 10 月 31 日
志布志支所市民税務課	平成 29 年 10 月 31 日
志布志支所福祉課	平成 29 年 11 月 6 日
志布志支所産業建設課	平成 29 年 11 月 1 日 平成 30 年 2 月 2 日
会計課	平成 29 年 11 月 21 日
教育総務課	平成 29 年 11 月 6 日 平成 30 年 2 月 1 日
学校教育課	平成 29 年 11 月 1 日
生涯学習課	平成 29 年 11 月 2 日 平成 30 年 2 月 2 日
教育委員会事務局松山分室	平成 29 年 10 月 26 日

教育委員会事務局有明分室	平成 29 年 11 月 14 日
選挙管理委員会事務局	平成 29 年 11 月 28 日
監査委員事務局	平成 29 年 11 月 22 日
農業委員会事務局	平成 29 年 10 月 25 日
水道課	平成 29 年 11 月 22 日 平成 30 年 2 月 1 日

3 監査委員の除斥

上村環監査委員は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条の 2 の規定により、政務活動費に関する事務の監査について除斥した。

4 監査の主眼及び方法

監査は、平成 29 年度の財務に関する事務（工事等の現地確認を含む。）の執行が適正かつ効率的に行われているか、また、市の経営に係る事業の管理が合理的かつ能率的に行われているかを主眼として行った。

監査方法は、所定の監査資料、各課局等の関係書類及び諸帳簿を確認しながら、次の事項に重点を置いて実施した。また、工事現場等に出向いて関係職員から説明を受け、現地検証を実施した。

- (1) 予算及び事業の執行は、計画的かつ効率的に行われているか。
- (2) 事務処理は、法令等に従って適正に行われているか。
- (3) 収入の確保が適正に行われているか。
- (4) 違法又は不当な支出及び不経済な支出が行われていないか。
- (5) 前回の監査における指摘事項等に対する措置等が行われているか。

5 監査の結果及び意見

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理については、所定の監査調書と関係諸帳簿、証拠書類などと照合、点検したところ、おおむね適正に執行、処理されていると認めた。

また、事務事業の執行についても、法令、条例、規則、規程等の定めるところに従い全般的に効率的な執行と管理が行われ、おおむね所期の成果をあげていると認めた。

収入事務のうち、公有財産の使用許可において、使用料を徴収する際の納期限の設定について、年度末のものや、許可日の数か月後を納期限としているものが散見され、当該年度初日を許可日としているにも関わらず、定期監査時点で未納のものが多くあった。志布志市行政財産使用料条例（平成19年条例第43号）第 8 条では「使用を許可された者は、市長の指定する期日までにその使用料を納入しなければならない。」と規定されているが、使用料は、原則前納であることを鑑み、適切な納期限を設定されるとともに、納期限を厳守するよう指導を徹底されたい。

補助金等交付事務についても、例年、その事務処理について意見を述べているが、当年度においても、予算書の備考欄に記載のないものが散見され、予算の執行についての具体性がなく、どのような経費がどのような事業に執行されるのか、その判

断ができないものが多く見受けられた。また、事務手続きについては「適切であることを確認した」上での補助金交付決定であるが、何をどのように検査し確認したのか不明瞭なものが多い。特に、間接補助となっている補助金では、補助団体（特に、準公金扱いとなっているもの）での補助金の使途や配分についての精査が曖昧であり、補助団体において、自主財源として会費の徴収のないもの、補助金の数倍にあたる繰越金があるもの等が散見され、補助団体の定義から再考する必要がある。間接補助を行っている団体の補助執行が適切であることを確認する上でも、申請書、事業計画書及び収支予算書、実績報告書等については志布志市補助金等交付規則（平成18年規則第38号）に準じた形での提出を指導されたい。

なお、補助金は、市民の税金等で賄われていることを念頭に置き、その手続きについては、適正かつ慎重に行い、予算の範囲内で安易に執行することなく、これらが妥当なものであるのか改めて検証するよう留意されたい。

また、条例公民館における使用料の取扱いについて、分任出納員の指定がなされておらず、使用料の取扱いの安全性が図られていない。その収納事務においても、使用料を徴収した後、2週間程度金融機関への納付が遅延しているものも見られた。

今後、改めるべき点として、いわゆる「消せるボールペン」の使用が見られた。例月現金出納検査においても注意を促しているが、訂正の跡が残らないため容易に改ざんされる要素を持っており、他の自治体においては、公文書偽造で刑事事件に発展する事例も多々報告されている。消せることで信用を失墜させることにもなりかねないことも含め、修正液についても行政文書での使用は禁止するよう徹底されたい。

次に述べる事務については、改善や是正を要する事項が見受けられたので、善処されたい。

なお、軽微な注意事項については、監査の際に口頭で注意し、文書にて通知するので記述からは省略した。

(1) 各課等に共通する事項

ア 見積徴収に係る文書で、消費税相当額の記載方法が「見積もった金額の108分の100に相当する金額」となっておらず、「消費税額」と記載されたものが散見された。

イ 予定価格調書が自署でないものが見られた。

ウ 自治会使送における出張命令のないものがある。

エ 調定及び支出負担行為書の起票が遅延している。

(2) 各課における指摘事項

課等名	事項の内容
港湾商工課	都市公園内行為許可申請において、減免申請の手続きを行わず減免の決定をしている。

農政畜産課	自主財源のない振興事業補助金(循環型農業推進事業補助金)の予算書において、補助金の約3割の繰越金が計上されており、実績に伴う補助金の返納がなされていない。
学校教育課	学校保健会補助金で、繰越金が補助金の1割を超えているが、志布志市補助金制度等に係る指針(平成20年10月策定)に則って補助金の減額を行っていない。
生涯学習課	<p>志布志市体育協会補助金で、下部団体の予算等についての精査がなされていない(繰越金が補助金額より多い、予算書がない団体がある等)。また、下部団体の監査について、会長が監査役を兼ねている団体もあったため、適切な指導をされたい。</p> <p>志布志市スポーツ少年団本部補助金で、下部団体の予算等についての精査がなされていない(繰越金が補助金額より多い、予算書がない団体がある等)。</p> <p>条例公民館の使用料徴収の手続きについて改善を要する。</p>

(3) 各課等における注意事項

課等名	事項の内容
議会事務局	特になし。
総務課	<p>課税事業者届出書のない契約書を受理している。契約書の消費税について、内訳として記載すべきところ別途記載がされており、契約額に齟齬が生じている(被災者支援システム保守契約)。</p> <p>消防用自動車管理規程の制定がないため制定されたい。</p> <p>自治会使送における出張命令について徹底されたい。</p>
財務課	<p>普通財産の貸付け(芝用むらづくり「そば」事業部分)に係る使用料の算定方法について、他の施設等との整合性がとれていないため、検討を要する。</p> <p>補助金等交付事務について、補助金の充当先となる下部団体の財務状況について、精査されないまま補助金を執行している団体が複数見られた。補助金の適正な執行について全庁的な取組を図られたい。</p>

	<p>見積徴収で、消費税相当額の記載方法を改めるよう周知を図られたい。</p> <p>契約書において、契約額における消費税の取扱いについて余事記載（注意書き）が散見されたため、周知を図られたい。</p>
企画政策課	<p>自治会加入促進事業補助金で、「自治会未加入世帯から新たに自治会加入世帯となった世帯」が対象であるが、内容が精査されていない。</p> <p>共生・協働・自立の市民活動支援事業補助金の交付において、当該年度の事業以外の事業計画の記載がある。</p>
情報管理課	特になし
港湾商工課	<p>予定価格調書の作成を行っていない。</p> <p>臨時職員雇用伺で、通勤届の提出がなく、通勤費用の確認ができていない。</p>
税務課	予定価格調書が手書きとなっていない。
市民環境課	<p>行政財産使用許可に係る調定の起票をしていない。</p> <p>予定価格調書作成（当該契約は省略可能）にあつて、見積執行調書を作成していない（各地区クリーンセンター機器類保守点検業務委託）。</p> <p>当初予算で計上してある備品購入費について、計画的な執行が行われていない。</p>
福祉課	<p>補助金等の交付にあつて、各支部の繰越金について精査されていない（志布志市老人クラブ連合会補助金）。</p> <p>病時保育委託に係る他の市町の利用について、委託料の算定に影響があることから各市町の利用人数の報告を求められたい。</p> <p>予定価格調書を作成していない（訪問入浴サービス事業委託）。</p> <p>普通財産の貸付け（保育園内敷地電柱設置分）に係る使用料の調定の起票が遅延し、また、使用料が未納である。</p>
保健課	特別会計における一時借入れについては、金融機関の利率との比較を分析の上、財政調整基金を活用するなど手続きを検討されたい。

	<p>課税事業者届出書のない契約書が散見された。</p> <p>免税事業者において、見積り依頼、見積書及び契約書に係る消費税の取扱いの整合性がとれていない。</p>
農政畜産課	<p>各種補助金等の交付決定にあつて、予算書の摘要欄の記載のないものが散見され、内容の把握ができていない。</p> <p>農業生産対策事業補助金について、補助対象設備の内容及び補助限度額が志布志市補助金等交付要綱への記載がなくわかりづらい。</p>
耕地林務水産課	<p>行政財産使用許可に係る使用料が未納である。</p>
建設課	<p>道路占用料等に係る調定日を誤っている。</p> <p>道路占用料、行政財産目的外使用料等が未納である。</p> <p>予定価格調書が手書きとなっていない。</p> <p>各種補助金等の交付にあつて、申請書類の精査がされておらず、記入漏れが散見される。</p>
松山支所総務市民課	<p>やっちく若者会補助金で、事業計画と収支予算書の内容の整合性がとれていない。</p> <p>税証明手数料について、複数日をまとめて処理し納入している。</p> <p>行政財産使用許可に係る使用料が未納である。</p>
松山支所産業建設課	<p>農業青壮年部振興事業補助金交付決定に当たり、志布志市補助金等交付要綱（平成22年告示第24号）の名称と一致していない。また、事業計画が明確でない。</p> <p>志布志市新規就農者住宅条例（平成18年条例第145号）第5条第1号に規定する連帯保証人について「入居決定者と同等以上の収入」についての確認を行っていない。</p> <p>やっちくふるさと村空調機設置工事が未執行である（指定管理者から空調機の不具合について報告がなされている）。</p> <p>行政財産使用許可に係る使用料が未納である。</p> <p>臨時職員雇用何で、通勤届の提出がなく、通勤費用の確認ができていない。</p>
志布志支所地域振興課	<p>志布志支所庁舎エレベーター保守点検業務委託</p>

	<p>で、予定価格調書を作成していない。また、見積徴収で、封筒に受付日付印を押印していない。</p> <p>行政財産使用許可に係る使用料が未納である。</p> <p>普通財産の貸付けにおいて、3年ごとの自動更新となっているが、滞納者においては1年での更新とするなど、その対応を検討されたい。</p>
志布志支所市民税務課	消せるボールペンを使用している。
志布志支所福祉課	軽微事項のみ。
志布志支所産業建設課	<p>予定価格調書を作成していない(町原・弓場ヶ尾線街路樹剪定委託)。</p> <p>予定価格調書が手書きとなっていない。また、封入されていない。</p> <p>契約書の契約額に消費税に係る記載がない(課税事業者・免税事業者届の提出がない)。</p>
会計課	軽微事項のみ。
教育総務課(学校給食センター含む)	<p>予定価格調書を作成していない(ボイラー保守点検業務委託外)。</p> <p>行政財産使用許可に係る使用料の算定を誤っている。</p> <p>多子世帯給食費負担軽減事業補助金について、申請日が事業着手日1か月後となっており、事前着手承認申請の手続きを行っていない。また、給食会計の文書が混入している。</p>
学校教育課	予定価格調書が手書きとなっていない。
生涯学習課(図書館含む)	<p>地域女性団体連絡協議会補助金において、予算書の記載内容の精査がなされていない。</p> <p>志布志市創年市民大学開設委託業務契約書で、契約額に消費税の記載がない。</p> <p>行政財産使用許可に係る使用料減免申請で減免額の記載がない(志布志市文化会館屋上)。</p> <p>臨時職員雇用何で、通勤届の提出がなく、通勤費用の確認ができていない。</p>
教育委員会事務局松山分室	<p>行政財産使用料で、体育施設等他の施設分が社会教育使用料に計上されている。</p> <p>公民館のコピー及び電話使用料について、定期的な収入処理がなされていない。</p>
教育委員会事務局有明分	社会教育施設環境美化業務委託契約書において、

室	業務内容が詳細に記載されていない。 川西地区公民館使用料の納付に2週間程度の遅れがある。
選挙管理委員会事務局	特になし。
監査委員事務局	特になし。
農業委員会事務局	在勤地内の出張で私有車使用をしているが、旅費を支給していない(出張より半年を経過している)。 臨時職員雇用伺で、通勤届の提出がなく、通勤費用の確認ができていない。
水道課	予定価格調書が手書きとなっていない。 新橋第1水源地清掃業務の手続きに誤りがある(予定価格調書作成なし、随意契約の相手方決定通知なし等)。

(4) 工事施工状況確認の結果及び意見

平成29年度に施工された請負工事の中から、11課45工事(23施工箇所)を抽出し、平成30年2月1日及び同月2日に工事現場の実査を行った。

工事現場では、周辺環境に配慮し、安全管理に努めており、おおむね良好な施工状況であった。

状況確認の結果、抽出した対象工事は、指摘に該当するような大きな問題点もなく、おおむね良好であることを認めた。

6 むすび

以上が監査の結果である。

平成30年4月1日施行(平成32年4月1日施行分あり)の地方自治法の一部改正では、内部統制に関する方針の策定、監査機能の充実強化等適正な事務処理等の確保並びに組織及び運営の合理化を図ることが示された。改正により拘束力のなかった監査の結果に関する報告のうち、普通地方公共団体の議会・長等において特に措置を講ずる必要があると認める事項について、その者に対し、理由を付して、必要な措置を講ずべきことを勧告することが可能となる。これら法律の改正により内部統制体制が有効に機能し、不適正な事務の処理の減少、住民に対する行政サービスの質が高まると考えられ、さらに、監査の実効性を高め、透明性の高い財政運営についてのチェックを行うことにより、市民の方々への説明責任を果たすことにもつながると考える。

また、例年同様、同じ事項の誤りが繰り返され、改善も見られないものが散見されることは、内部統制機能が発揮されていないと判断せざるを得ない。指摘事項及び注意事項の検証等を行うことにより、類似指摘等の再発の防止を図るためにも、内部統制に係る体制をしっかりと構築し、監査結果を真摯に受け止めていただきたい。

前年度より地方交付税の遡減がなされているが、平成29年度の本市の普通交付税

は、6,282,407千円で、前年度より325,285千円（4.9%）の減となっている。今後の予算の執行にあっては、各種事業の見直しや、前述の補助金等を見直しを進め、歳入予算の確保及び歳出予算の抑制は必然となってくる。このような状況を踏まえ、財政の健全化に向けて職員が一丸となり、行財政改革に取り組んでいただきたい。